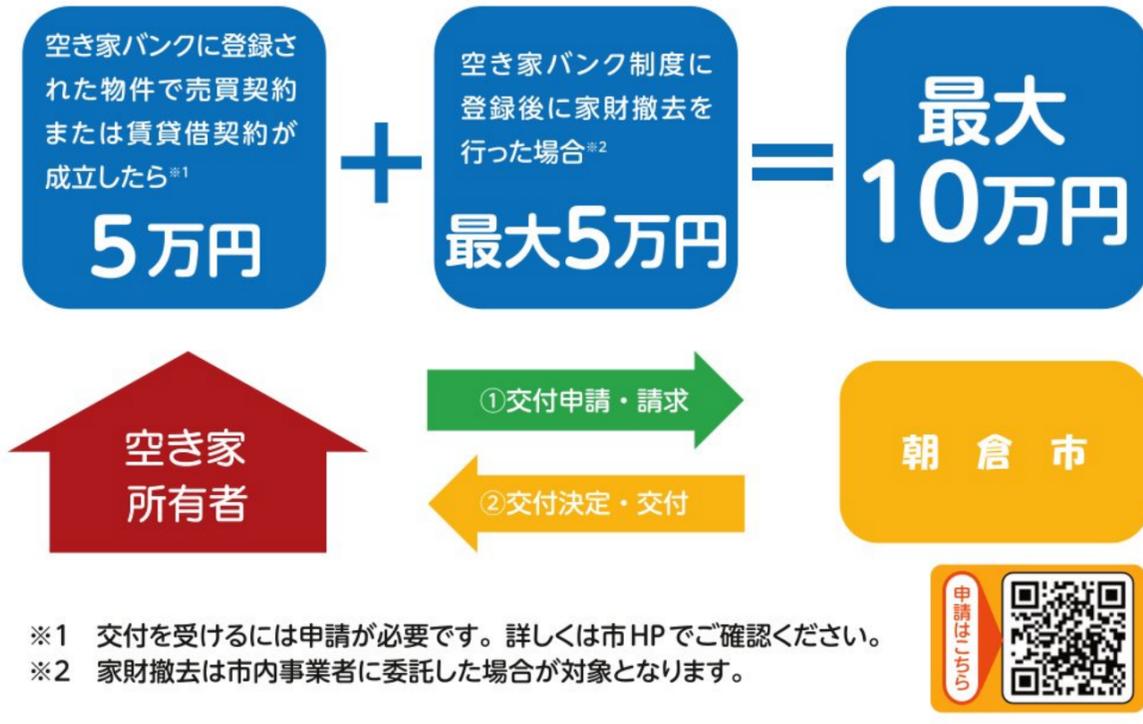


朝倉市空き家バンク 成約奨励金制度

空き家バンク制度に登録した物件で売買契約または賃貸借契約が成立した場合、所有者に奨励金を交付します。また、空き家バンク制度に登録後に家財撤去を行った場合、最大5万円を奨励金に加算し交付します。



朝倉市空き家バンクのご案内

お持ちの **空き家** を **有効活用** してみませんか？



朝倉市では、「売りたい、貸したい」空き家情報を募集しています!!



空き家を貸したい人
空き家を貸したいんだけどどうしたらいいかわからない

市外にお住まいの方

東京に住んでるけど、朝倉市の家を活用できないかな～



空き家を売りたい方

空き家を相続したんだけど、
移住を考えている人に住んでもらえないかな～

朝倉市空き家バンク 登録謝礼金支払制度

空き家バンク制度への物件登録促進のため、地域コミュニティから空き家情報を提供いただくと、「空き家バンク登録謝礼金」を支払う制度です。

① 空き家情報の提供 (地域コミュニティ組織)

住まいとして活用可能な空き家の情報をご提供ください。

※空き家情報 空き家の所在地・所有者氏名・連絡先

② 空き家所有者へ連絡 (朝倉市)

提供された情報をもとに、空き家所有者へ市が連絡を行います。

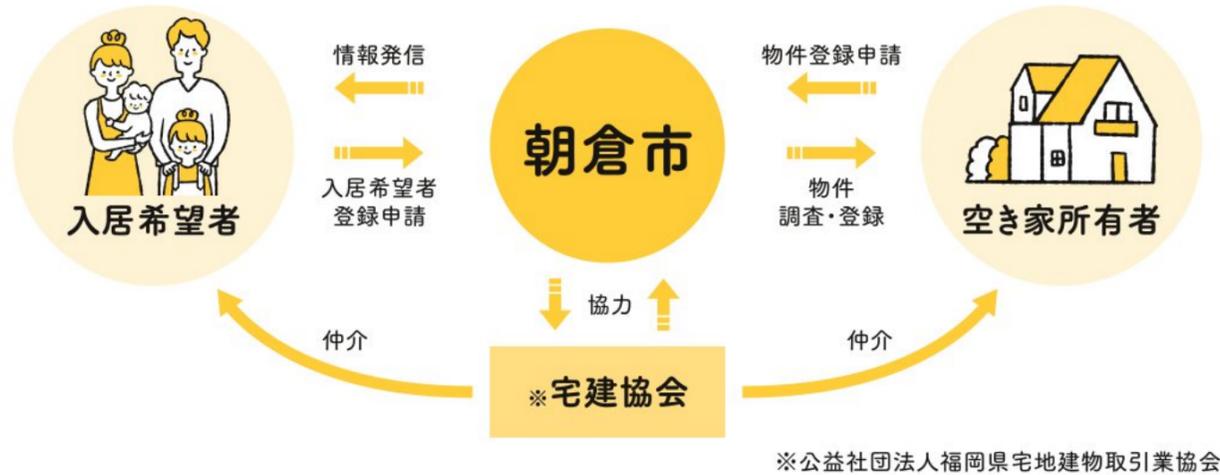
③ 空き家バンク登録申請 (所有者)

空き家の所有者に空き家バンクへの登録を申請していただきます。

④ 謝礼金に支払い

空き家バンクの登録が完了した場合、空き家情報を提供していただいた地域コミュニティ組織に謝礼金 (1件につき1万円) をお支払いします。

空き家バンクの流れ



朝倉市空き家バンク Q&A

Q 01

空き家を売りたい・貸したいのですが手続きはどのように行えばいいですか？

A 01

まずは、朝倉市空き家バンクへの登録申込書等を提出してください。その後、物件の調査(現地調査)を行い、登録が可能かどうか判断させていただきます。現地調査を行う際は、所有者の皆様は立ち合いをお願いいたします。

Q 02

空き家バンクに登録する際に登録料はかかりますか？

A 02

空き家バンクへの登録料は無料です。ただし、成約の際には仲介手数料が発生します。

Q 03

家財道具・仏壇がまだ片付いていないのですが、どうすればいいですか？

A 03

登録前の家財道具・仏壇の片づけは、強制ではありません。買主または借主が合意すればそのまま売却貸出しも可能です。

Q 04

両親が所有している物件は空き家バンクに登録できますか？

A 04

空き家バンクへの登録申し込みは、所有者本人からの申し込みが必要です。

Q 05

物件の登記が共有名義になっている場合、空き家バンクに登録できますか？

A 05

所有者全員の同意があれば、空き家バンクに登録できます。

Q 06

相続した物件でまだ登記の移転手続きをしていない物件は登録できますか？

A 06

土地及び建物の登記が整理されていない場合は、不動産取引ができないので、空き家バンクに登録することはできません。事前に登記を整理しておく必要があります。

Q 07

いくらで売ればいいのか分かりません。

A 07

現地調査を行う際に、物件を担当する不動産会社の方にも来ていただきます。その時に不動産会社の方から、価格についてアドバイスいただけます。それを参考に最終的には、ご自分で価格を決めることができます。

Q 08

古い物件ですが空き家バンクに登録できますか？

A 08

空き家バンクへの登録は、空き家をそのまま活用できるか、小規模な修繕で居住できることを前提としています。現地調査を行って登録できるかを判断させていただきます。その結果、登録をお断りさせていただくこともありますのでご了承ください。

Q 09

小屋、倉庫、駐車場なども一緒に売ることはできますか？

A 09

空き家と一緒に売却を希望される場合は、付属施設としてご紹介しています。

Q 10

田んぼや畑、空き地を売りたいのですが登録することは可能ですか？

A 10

空き家バンクでは、土地のみの登録は行っておりません。また、田んぼや畑は空き家と一緒に登録することは可能ですが、登録申請後に農業委員会への申請が必要です。

Q 11

不動産業者に取引を依頼している物件でも、空き家バンクに登録できますか？

A 11

すでに不動産業者等に取引を依頼している物件は、空き家バンクに登録できませんが、まずはご相談ください。

Q 12

不動産取引の知識がなく不安です。

A 12

空き家バンクに登録する物件には、担当の不動産会社が仲介してくれるので、安心して不動産取引を行うことができます。

移住定住交流センター コンネアサクラ

空き家バンクの相談や空き家の案内など、空き家利活用の支援を行う拠点施設です。



お問い合わせ

朝倉市移住定住交流センター コンネアサクラ

〒838-0068 甘木1315-1 TEL: 0946-28-8855

E-mail: city-pro@city.asakura.lg.jp

朝倉市空き家バンク

